4 号議案

平成２６年度活動方針と事業計画

活動方針：

高知県精神障害者支援施設連絡会は、その規約にさだめる設立の目的を果たすために、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（障害者総合支援法）、およびそれに関連する法規・条例などの環境の下で、次の事業を行う。

(1)精神障害者の地域生活支援活動の拡充に向けた要望活動
(2)精神障害者地域生活支援活動の県内のネットワークづくり
(3)交流、研修事業
(4)会報の発行
(5)普及・啓発活動
(6)関係団体との協力、連携
(7)その他、この会の目的達成のために必要な事業

事業計画：

１．総会　　平成 26 年 6 月 21 日(土)　高知市保健福祉センター
２．役員会　　年４回程度
３．研修会　　年４回程度（サービス利用計画、就労支援、虐待防止、災害対応など）
４．研修委員会
平成 26 年度は昨年と同じく年 3 回の研修を。平成 27 年度以降、障害福祉サービス提供事業所は従来の個別支援計画に加えて、サービス等利用計画が必須となり、就労支援事業所等はサービス担当者会議への出席も増えることになる。まず支援者が流れを理解する為にも、施設連として研修の機会を設け、利用者が戸惑いの無いような体制を作っていきたい。また、平成 25 年度研修アンケートを元に、支援者としてスキルアップを図るための研修を企画していきたいと考えている。
５．防災委員会
改定災害対策基本法で、施設単位で災害対策計画と要援護者支援名簿の作成を義務付けされたことから、それらへの対応について自立支援協議会など他団体と今後協議するとともに、これまで独自に進めてきた施設連の要援護者支援名簿について担当者が所属団体から退職したため今後の運営について検討する。
６．会報（ニュース）発行
７．会議および関係機関組織との連携
防災協定関係、要援護者名簿関係、共同受注窓口関係